平成２２年（フ）第９０７号
福岡県筑紫野市湯町３丁目６番21号
債務者　清水　信幸
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７７号
佐賀県佐賀市東佐賀町16番２号
債務者　猪口　末弘
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
佐賀県神埼市神埼町大字鶴3671番地、住民票上の住所佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島425番地29
債務者　古川　隆司
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
佐賀県小城市小城町栗原1176番地
債務者　野口　和孝
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
佐賀県佐賀市諸富町大字大堂1218番地１
債務者　毛利　祥子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
佐賀県佐賀市下田町５番３号
債務者　大庭登美代
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
佐賀県鳥栖市田代大官町196番地１
債務者　馬男木源美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
佐賀県佐賀市神野西２丁目６番48号
債務者　門田　　盛
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
佐賀県佐賀市高木瀬東４丁目15番５号
債務者　松尾　好満
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
佐賀県佐賀市光２丁目８番711号
債務者　小川　幸雄
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７６号
佐賀県伊万里市東山代町長浜1418番地３
債務者　江口　澄生
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第９１号
佐賀県鹿島市浜町乙2620番地
債務者　野中　智子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第９３号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙1887番地３
債務者　小村谷照子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第９５号
佐賀県伊万里市立花町1807番地６
債務者　髙柳理恵子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第９６号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間甲856番地49
債務者　遠山　純子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第９７号
佐賀県西松浦郡有田町南原甲706―74、住民票上の住所熊本県宇土市住吉町2783番地
債務者　中村　　大
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１５０号
秋田市八橋大畑２丁目11番１号　コーポ加藤204
債務者　小峰　　弘
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６９号
埼玉県東松山市大字大谷1287番地２
債務者　川田　友江
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部